

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が患者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者（法人）及び事業所の概要

事業者（法人）の名称	(有)由比ヶ浜薬局
所在地	〒390-0312 長野県松本市岡田松岡 181-5
代表者（職名・氏名）	代表取締役 由比ヶ浜昇
設立年月日	平成6年7月22日
電話番号	0263-46-0215

事業所の名称	おかだの薬局（長野県知事指定居宅療養管理サービス事業者）
介護保険指定事業所番号	長野県知事指定第 2040248656 号
事業所所在地	〒390-0312 長野県松本市岡田松岡 121-5
電話番号	0263-31-0488
管理者の氏名	原田 恵里

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、おかだの薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

8. 緊急時の対応等

①緊急時等の体制として、固定電話からの転送や携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

9. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

	1割負担の方	2割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1036円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回

・月4回まで。ただし、末期の悪性腫瘍患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回、かつ、月に8回まで。

情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 月1回まで。45円/回(1割負担)

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が①に加えられます。

③離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合

- ・離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に15%が加算されます。
- ・中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に10%が加算されます。
- ・離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に5%が加算されます。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

別途交通費が往復_____円かかります。

上記が空欄の場合は頂きません。

10km以内は無料 それ以上の距離は1km50円追加

※道路状況、原油価格の変動などで変更する場合があります。

10. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

② 連絡先：0263-46-0215

③ 担当者名：由比ヶ浜 真吾